平成２７年度　名古屋市児童相談所相談実績等の概要

1　相談対応件数について

虐待相談は20.0%増加しました。

（単位：件）

区　　分	平成２６年度	平成２７年度	増　　減
養護相談 （虐待相談再掲）	3,497 (1,969)	4,106 (2,362)	609件 17.4%増 (393件 20.0%増)
障害相談	271	245	▲26件 9.6%減
非行相談	286	258	▲28件 9.8%減
育成相談	756	798	42件 5.6%増
その他	419	283	▲136件 32.5%減
計	5,229	5,690	461件 8.8%増

2　児童虐待に関する相談対応件数

○ 児童虐待相談対応件数の推移（児童虐待の防止等に関する法律施行以降）

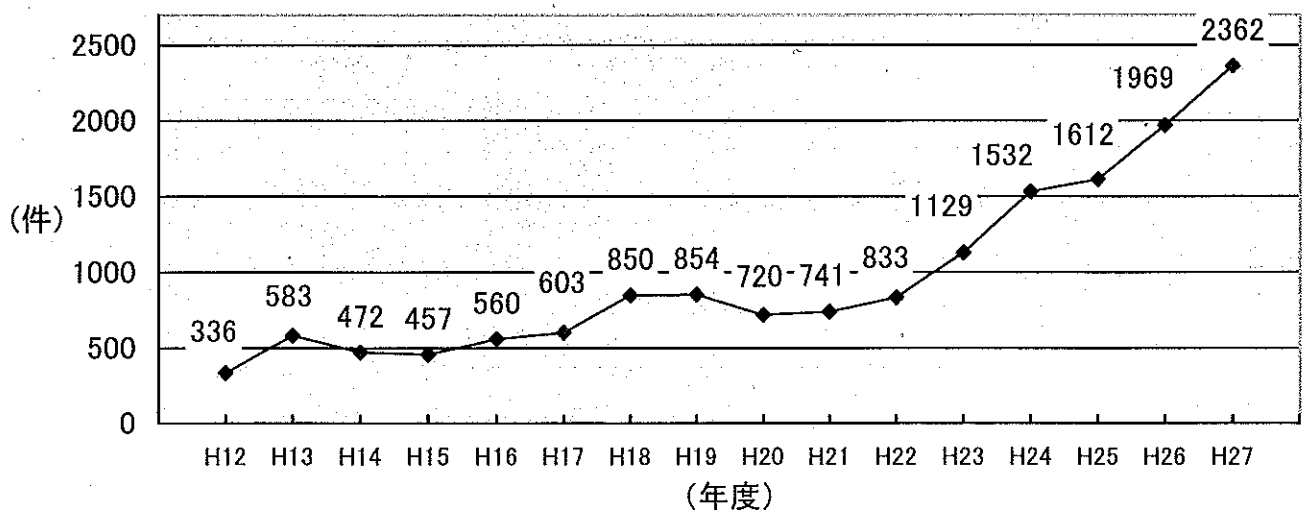

○ 主な相談経路について

相談経路については、平成26年度に引き続き、警察からの相談が最も多くなりました。

（単位：件）

区　　分	平成２６年度			平成２７年度		
家族	118	(6.0%)	【4】	144	(6.1%)	【4】
親族	16	(0.8%)	【9】	38	(1.6%)	【8】
近隣知人	210	(10.7%)	【3】	261	(11.0%)	【2】
児童本人	11	(0.6%)	【10】	10	(0.4%)	【10】
福祉事務所	84	(4.3%)	【5】	103	(4.4%)	【5】
児童委員	6	(0.3%)	【11】	6	(0.3%)	【11】
保健所	30	(1.5%)	【8】	27	(1.1%)	【9】
医療機関	74	(3.8%)	【6】	58	(2.5%)	【6】
児童福祉施設	46	(2.3%)	【7】	48	(2.0%)	【7】
警察	945	(48.0%)	【1】	1,278	(54.1%)	【1】
学校等	247	(12.5%)	【2】	223	(9.4%)	【3】
その他	182	(9.2%)	—	166	(7.1%)	—
計	1,969			2,362		

注：【　】囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位

○ 主たる虐待者について

実母が1,125件（47.6%）、実父が1,031件（43.6%）となっています。

（単位：件）

区　　分	平成２６年度		平成２７年度	
実父	792	(40.2%)	1,031	(43.6%)
実父以外の父親	134	(6.8%)	145	(6.1%)
実母	987	(50.1%)	1,125	(47.6%)
実母以外の母親	10	(0.5%)	12	(0.5%)
その他	46	(2.4%)	49	(2.2%)
計	1,969		2,362	

○ 虐待の種別について

平成26年度に引き続き、心理的虐待が最も多くなりました。

（単位：件）

区　　分	平成２６年度	平成２７年度
心理的虐待	943　(47.9%)	1,287　(54.5%)
ネグレクト	506　(25.7%)	541　(22.9%)
身体的虐待	498　(25.3%)	511　(21.6%)
性的虐待	22　(1.1%)	23　(1.0%)
計	1,969	2,362

○ 被虐待児童の年齢の状況について

未就学児が全体の40%以上を占めています。

（単位：件）

区　　分	平成２６年度	平成２７年度
0歳から3歳未満	554　(28.1%)	600　(25.4%)
3歳以上学齢前児童	355　(18.0%)	438　(18.5%)
小学生	685　(34.8%)	809　(34.3%)
中学生	273　(13.9%)	350　(14.8%)
高校生・その他	102　(5.2%)	165　(7.0%)
計	1,969	2,362

○ 被虐待児童の年齢別・虐待の種別について

全ての年齢区分において、心理的虐待が最も多くなっています。

（単位：件）

区　　分	心理的虐待	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	計
0～3歳未満	383	152	64	1	600
3歳～学齢前	252	123	63	0	438
小学生	410	182	209	8	809
中学生	164	67	110	9	350
高校生・その他	78	17	65	5	165
計	1,287	541	511	23	2,362

○ 対応状況について

児童福祉施設への入所件数が増加しました。

区　　分	平成２６年度	平成２７年度
面接指導等	1,849件（93.9%）	2,232件（94.5%）
児童福祉施設へ入所	102件　（5.2%）	123件　（5.2%）
里親委託	18件　（0.9%）	7件　（0.3%）
計	1,969件	2,362件

○ 被虐待児の一時保護実施状況について

被虐待児の一時保護件数及び延べ日数は増加しました。

区　　分	平成２６年度	平成２７年度
被虐待児の一時保護件数	531件	714件
延べ日数	18,799日	22,046日
（参考）一時保護総件数	934件	1,129件
延べ日数	27,844日	33,409日

○ 児童福祉法第２８条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）の申立て状況

平成27年度の申立件数は４件となりました。

区　　分	平成２６年度	平成２７年度
申立て件数	１件	４件
児　童　数	１人	６人

※　児童福祉法第２８条では、保護者が子どもを虐待するなど、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害すると判断され、施設入所の措置を行おうとしても親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置をとることができると定めています。

○ 児童福祉法第３３条の７（親権喪失等）の申立て状況

平成27年度は親権停止にかかる審判を２件申立てました。

区　　分	平成２６年度	平成２７年度
親権喪失	０件	０件
親権停止	１件	２件
管理権喪失	０件	０件

※　児童福祉法第３３条の７では、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

○ 出頭要求等の件数

平成27年度は出頭要求を２件、立入調査を９件実施しました。

区　　分	平成２６年度	平成２７年度
出頭要求	０件	２件
立入調査	５件	９件
再出頭要求	０件	０件
臨検・捜索	０件	０件

※　平成２０年度改正施行の児童虐待防止法により、従前の立入調査に加え、児童虐待の通告に対する児童相談所等の対応に万全を期すため、通告を受けた児童相談所長等に対し、児童等の面会等による、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する出頭要求、裁判官の許可状を得たうえで行う解錠等を伴う立ち入りといった臨検・捜索等の制度が設けられています。

○ 被措置児童等虐待通告受理の状況

平成27年度は被措置児童等虐待の通告受理は６件でした。

年　　度	受理件数	調査報告	内　訳	
			虐待該当	非該当
平成２６年度	３件	３件	２件	１件
平成２７年度	６件	６件	５件	１件

※　児童福祉法第３３条の１１では、施設職員等は施設入所児童等である被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為や虐待をしてはならないと定めています。